

福岡県公報

平成19年11月28日
第 2 7 5 6 号

目 次

告 示 (第2234号—第2249号)

土地改良区の解散の認可	(農地計画課) 1
土地改良区の清算人の就任	(農地計画課) 1
道路の区域の変更	(道路維持課) 2
道路の区域の変更	(道路維持課) 2
道路の供用の開始	(道路維持課) 3
土地収用法に基づく収用又は使用の手の開始	(用 地 課) 3
土地改良事業の工事の完了	(農地計画課) 4
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課) 4
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課) 4
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課) 5
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課) 5
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課) 5
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課) 5
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課) 6
公共測量の終了	(土木管理課) 6
公共測量の実施	(土木管理課) 6
公 告		
産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧	(廃棄物対策課) 6
選挙管理委員会		
政治団体の設立届	(地 方 課) 7

政治団体の届出事項の異動届	(地 方 課) 8
政治団体の解散届	(地 方 課)10
資金管理団体の指定届	(地 方 課)11
資金管理団体の届出事項の異動届	(地 方 課)11
資金管理団体の指定の取消等の届出	(地 方 課)12

告 示

福岡県告示第2234号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成19年11月28日

福岡県知事 麻 生 渡

土 地 改 良 区 名	解散認可年月日
水分中部土地改良区	平成19年11月15日

福岡県告示第2235号

解散した清算法人水分中部土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年11月28日

福岡県知事 麻 生 渡

氏 名	住 所
立 石 菅 雄	久留米市田主丸町野田355番地
竹 下 誠 一	" " 572番地 1
田 中 良 親	" " 1 番地 4
田 中 瀧 雄	" " 743番地 1
田 中 勝 敏	" " 955番地 1

行徳文明	"	"	601番地3
立石和雄	"	"	1240番地1
牧原保夫	"		常盤1164番地
倉富重典	"	"	606番地1
土屋幸吉	"	"	409番地
藤村隆雄	"		船越1235番地1
藤村善幸	"	"	1246番地3

福岡県告示第2236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	一般国道	322号	前	久留米市諏訪野町2712番1先から 同市諏訪野町2780番2先まで	17.0 ~ 40.0	294.0
			後	同上	20.0 ~ 40.0	294.0
久留米	県道	湯の原線	前	久留米市高良内町1914番1先から 同市高良内町1968番2先まで	6.2 ~ 12.0	140.0

久留米	県道	湯の原川線	後	同上	7.0 ~ 16.6	140.0
			前	久留米市高良内町1881番1先から 同市高良内町1938番20先まで	5.8 ~ 13.8	106.0
			後	同上	8.5 ~ 15.8	106.0
久留米	県道	湯の原川線	前	久留米市高良内町1881番7先から 同市高良内町1888番19先まで	6.2 ~ 8.2	35.0
			後	同上	8.8 ~ 10.6	35.0
久留米	県道	湯の原川線	前	久留米市高良内町1888番3先から 同市高良内町1888番12先まで	5.0 ~ 6.2	85.0
			後	同上	7.2 ~ 10.0	85.0

福岡県告示第2237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月28日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
柳川八女	一般国道	442号	前	筑後市大字四ヶ所251番1先から 三潞郡大木町大字蛭池414番1先まで	6.5 ~ 9.0	117.5
			後	筑後市大字四ヶ所251番1先から 三潞郡大木町大字蛭池414番1先まで	6.5 ~ 9.0	
			後	筑後市大字四ヶ所251番1先から 三潞郡大木町大字蛭池414番1先まで	9.2 ~ 24.0	124.9

福岡県告示第2238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年11月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳川八女	442号	筑後市大字四ヶ所251番1先から 三潞郡大木町大字蛭池414番1先まで

福岡県告示第2239号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のように収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成19年11月28日

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

一般国道442号改築工事（八女筑後バイパス・筑後バイパス・大木大川バイパス）

並びにこれに伴う県道、市道及び普通河川付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県八女市納楚字柳、字船底、字楠町、字牟田々及び字前田、大島字八反畑、字今屋敷、字茶ノ木田及び字深町、蒲原字植初、亀甲字植初、字僧都、字後田及び字山ノ上並びに室岡字山ノ上、字坂ノ下、字西山ノ上、字中道及び字三反畑地内

福岡県筑後市大字前津字アザメ、字堀口及び字吉竹、大字徳久字アサミノ及び字堀口、大字久富字斗代、字池ノ本、字東ノ前、字惣津及び字高畑、大字高江字名川手、字大羽、字片ソリ、字辻、字南平、字野添、字中曽利及び字口無原、大字富重字イリウ、字免下町、字柳及び字穴町、大字西牟田字六條及び字池満並びに大字江口字サヤノ元、字中六條及び字下六條地内

福岡県三潞郡大木町大字福土、大字大角及び大字蛭池地内

(2) 使用の部分

福岡県八女市納楚字柳、字船底、字楠町、字牟田々及び字前田、大島字八反畑及び字今屋敷、蒲原字植初並びに亀甲字植初、字僧都及び字後田地内

福岡県筑後市大字前津字アザメ、大字久富字斗代、字池ノ本、字惣津及び字高畑、大字高江字名川手、字大羽、字片ソリ、字辻、字南平、字野添、字中曽利、字キレト及び字口無原、大字富重字イリウ、字苗代町、字免下町、字柳及び字穴町、大字西牟田字六條及び字池満並びに大字江口字サヤノ元、字中六條及び字下六條地内

福岡県三潞郡大木町大字福土及び大字蛭池地内

4 土地収用法第34条の4の規定による図面の縦覧場所

福岡県筑後市役所

5 収用又は使用の手続が保留されている起業地

福岡県八女市納楚字柳、字船底、字楠町、字牟田々及び字前田、大島字八反畑、字

今屋敷、字茶ノ木田及び字深町、蒲原字植初、亀甲字植初、字僧都、字後田及び字山ノ上並びに室岡字山ノ上、字坂ノ下、字西山ノ上、字中道及び字三反畑地内

福岡県筑後市大字前津字アザメ、字堀口及び字吉竹、大字徳久字アサミノ及び字堀口、大字久富字斗代、字池ノ本、字東ノ前、字惣津及び字高畑、大字高江字名川手、字大羽、字片ソリ、字辻、字南平、字野添、字中曾利、字キレト及び字口無原、大字富重字イリウ、字苗代町、字免下町、字柳及び字穴町、大字西牟田字六條及び字池満並びに大字江口字サヤノ元、字中六條及び字下六條地内

福岡県三潁郡大木町大字福土地内

6 手続を開始する土地

(1) 収用の手続を開始する土地

福岡県筑後市大字高江字野添、字中曾利及び字口無原、大字富重字免下町、字柳及び字穴町、大字西牟田字六條及び字池満並びに大字江口字サヤノ元、字中六條及び字下六條地内

(2) 使用の手続を開始する土地

福岡県筑後市大字高江字野添、字中曾利、字キレト及び字口無原、大字富重字苗代町、字免下町、字柳及び字穴町、大字西牟田字六條及び字池満並びに大字江口字サヤノ元、字中六條及び字下六條地内

福岡県告示第2240号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成19年11月28日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業の 事業主体名	土地改良事業の名称	施行認可年月日	工事完了年月日
宗像市	農業用ため池整備事業 (大堤地区)	平成16年5月20日	平成18年3月27日

宗像市	農業用ため池整備事業 (新堤地区)	平成17年3月25日	平成18年3月27日
宗像市	農業用ため池整備事業 (舟木上下地区)	平成17年3月25日	平成19年3月28日

福岡県告示第2241号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年6月7日福岡県告示第894号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2242号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成4年3月27日福岡県告示第605号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2243号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年12月14日農林水産省告示第2023号(3及び7に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに前原市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2244号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年2月14日農林水産省告示第188号(3及び4に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに古賀市役所及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2245号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年4月25日農林水産省告示第517号(2及び3に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに前原市役所及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2246号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施

業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成3年5月30日農林水産省告示第728号（2及び3に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2247号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成3年7月8日農林水産省告示第929号（1及び3に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに豊前市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2248号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成19年11月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
基本測量（ジオイド測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
行橋市	平成19年10月31日

福岡県告示第2249号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年11月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市戸畑区千防一丁目外	平成19年11月19日から 平成20年2月29日まで

公 告

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成19年11月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社丸聖
京都郡苅田町長浜町11番地
代表取締役 石田 慶三郎
- 施設の種類及び処理能力
ガラスくず等の破砕施設
一日当たり 200トン
- 設置場所
苅田町長浜町35番1

- 指定地域
苅田町長浜町、磯浜町、殿川町及び大字南原のそれぞれ一部
上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。
- 閲覧の場所
福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県京築保健福祉環境事務所
- 閲覧の期間
平成19年11月28日から同年12月28日まで

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第155号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年11月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成19年10月1日～10月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党行橋市支部	高瀬 充博	末松 国彦	行橋市中央2丁目13-10	平成19年10月16日

(1団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
中島恒樹後援会	平田 敏治	中原 爲男	三井郡大刀洗町大字富多1245-12	平成19年10月17日

はっとり和典後援会	境 勝 紀	井 形 尚 道	大牟田市大字草木500 - 6	平成19年10月15日
馬場かつのり後援会	馬 場 勝 徳	馬 場 千 春	八女郡広川町久泉505 - 3	平成19年10月5日
安江ちかお後援会	安 江 千 賀 夫	坪 根 侔	豊前市大字千束1	平成19年10月26日

(4団体)

福岡県選挙管理委員会告示第156号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から
届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

る。

平成19年11月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成19年10月1日～10月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党福岡県第十一選挙区支部	主たる事務所の所在地	行橋市行事5丁目10-17	行橋市中央2丁目13-10	平成19年10月19日	平成19年10月30日
自由民主党京都郡支部	団 体 名 称	自由民主党京都郡支部	自由民主党行橋京都支部	平成19年10月12日	平成19年10月16日
	主たる事務所の所在地	京都郡苅田町大字新津619-4	行橋市中央2丁目13番10号		
	会 計 責 任 者	塩 見 和 徳	篠 田 高 久		
自由民主党行橋市支部	主たる事務所の所在地	行橋市行事5丁目10-17	行橋市中央2丁目13-10	平成19年10月19日	平成19年10月30日

(3団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
安高一夫後援会	会 計 責 任 者	安 高 一 夫	田 淵 達 徳	平成19年3月31日	平成19年10月29日

いなとみ修二後援会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区大名2丁目9-5 グランドビル 2F	行橋市西宮市2丁目19-10 長部ビル1F 3号室	平成19年10月31日	平成19年10月31日
	会計責任者	古屋 伴 朗	田 中 真 理 子		
今林ひであき後援会	主たる事務所の所在地	福岡市東区塩浜1丁目18-12	福岡市東区三苫1丁目3-20	平成19年10月16日	平成19年10月17日
内田栄一後援会	代表者	草 場 勉	内 田 栄 一	平成19年9月4日	平成19年10月22日
苅田山幸会	主たる事務所の所在地	行橋市行事5丁目10-17	行橋市中央2丁目13-10	平成19年10月19日	平成19年10月25日
北九州の未来を考える会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡東区西本町4丁目8-30 1F	北九州市八幡東区中央2丁目24-5 芳賀ビル402	平成19年10月20日	平成19年10月25日
	代表者	緒 方 林 太 郎	北 橋 健 治		
小池ひろすけ後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡粕屋町大字長者原280-1	糟屋郡粕屋町大字原町383-1	平成19年10月1日	平成19年10月12日
山 幸 会	主たる事務所の所在地	行橋市行事5丁目10-17	行橋市中央2丁目13-10	平成19年10月19日	平成19年10月25日
しのざき久義後援会	代表者	篠 崎 久 義	因 辰 美	平成19年10月2日	平成19年10月3日
浸 潤 の 会	会計責任者	清 中 英 二	後 藤 研 二	平成19年10月19日	平成19年10月25日
すわした勝造後援会	団体名称	すわした勝造後援会	すわした勝造を育てる会	平成19年8月1日	平成19年10月17日
	主たる事務所の所在地	北九州市八幡東区川淵町3-26	北九州市八幡東区松尾町17-34		
中島恒樹後援会	会計責任者	野 口 友 治	中 原 爲 男	平成19年10月24日	平成19年10月24日
西島英利北九州後援会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区中島1丁目19-17	北九州市小倉南区蒲生5丁目5-1	平成19年10月1日	平成19年10月11日
ハートフル北九州	主たる事務所の所在地	北九州市八幡東区中央2丁目24-5 芳賀ビル402	北九州市八幡東区中央2丁目22-7	平成19年10月15日	平成19年10月19日
	会計責任者	日 高 源 市	森 康 紀		
福岡県商工会議連盟	代表者	河 部 浩 幸	田 尻 英 幹	平成19年10月10日	平成19年10月16日

福岡県商工政治連盟筑前町支部	団 体 名 称	福岡県商工政治連盟筑前町支部	福岡県商工政治連盟三輪町支部	平成19年5月10日	平成19年10月5日
	主たる事務所の所在地	朝倉郡筑前町久光1045 - 1	朝倉郡三輪町大字久光1045 - 1	平成17年3月22日	
	会 計 責 任 者	平 山 一 美	前 田 哲 男	平成19年5月10日	
福岡商工連盟	代 表 者	河 部 浩 幸	田 尻 英 幹	平成19年10月23日	平成19年10月29日
ふくおかネットワーク・古賀	代 表 者	伊 東 洋 子	福 井 初 子	平成19年10月30日	平成19年10月31日
ふくおかネットワーク・福岡	代 表 者	引 地 美 穂 子	山 崎 孝 子	平成19年10月15日	平成19年10月18日
松尾文雄後援会	会 計 責 任 者	坂 梨 良 典	裕 本 俊 介	平成19年10月30日	平成19年10月30日
三好きいち後援会	主たる事務所の所在地	古賀市日吉2丁目23 - 15	古賀市日吉3丁目5 - 5	平成19年5月1日	平成19年10月11日
もりや正人後援会	主たる事務所の所在地	福岡市城南区別府6丁目2 - 10	福岡市城南区別府7丁目4 - 34	平成19年10月11日	平成19年10月18日
山本幸三後援会	主たる事務所の所在地	行橋市行事5丁目10 - 17	行橋市中央2丁目13 - 10	平成19年10月19日	平成19年10月25日
吉原太郎後援会	代 表 者	矢 野 喜 平 太	松 井 弘 憲	平成19年10月1日	平成19年10月25日
Y ・ R ' s	主たる事務所の所在地	行橋市行事5丁目10 - 17	行橋市中央2丁目13 - 10	平成19年10月19日	平成19年10月25日

(25団体)

福岡県選挙管理委員会告示第157号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成19年11月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成19年10月1日～10月31日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
---------	-------	-------

宇田川亮後援会	平成19年10月20日	平成19年10月22日
内田榮一後援会	平成19年9月4日	平成19年10月22日
大串由美とともに歩む会	平成19年10月10日	平成19年10月16日
田中建一後援会	平成19年10月22日	平成19年10月22日
田中こういち後援会	平成19年9月20日	平成19年10月10日
豊田みどり元気な仲間たち	平成19年10月30日	平成19年10月31日
那須和也後援会	平成19年10月20日	平成19年10月22日

福岡県商工政治連盟夜須町支部	平成19年5月10日	平成19年10月5日
松本典子後援会	平成19年10月20日	平成19年10月22日
安川長則後援会	平成19年10月9日	平成19年10月9日
山下千鶴子後援会	平成19年9月28日	平成19年10月2日
渡辺和幸後援会	平成19年10月20日	平成19年10月22日

(12団体)

福岡県選挙管理委員会告示第158号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年11月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成19年10月1日～10月31日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
篠崎久義	粕屋町長	しのざき久義後援会	糟屋郡粕屋町江辻284	篠崎久義	平成19年10月2日	平成19年10月3日
馬場勝徳	広川町議会議員	馬場かつのり後援会	八女郡広川町久泉505-3	馬場勝徳	平成19年10月5日	平成19年10月5日

(2団体)

福岡県選挙管理委員会告示第159号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年11月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成19年10月1日～10月31日

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
稲富修二	衆議院議員	いなとみ修二後援会	公職の種類	衆議院議員	福岡県知事	平成19年10月23日	平成19年10月31日
			主たる事務所の所在地	福岡市中央区大名2丁目9-5 グランドビル2F	行橋市西宮市2丁目19-10 長部ビル1F3号室	平成19年10月31日	

今 林 秀 明	福岡市議会議員	今林ひであき後援会	主たる事務所の所在地	福岡市東区塩浜1丁目18-12	福岡市東区三苫1丁目3-20	平成19年10月16日	平成19年10月17日
山 本 幸 三	衆議院議員	山 幸 会	主たる事務所の所在地	行橋市行事5丁目10-17	行橋市中央2丁目13-10	平成19年10月19日	平成19年10月25日
諏訪下 勝 造	福岡県議会議員	すわした勝造後援会	団 体 名 称	すわした勝造後援会	すわした勝造を育てる会	平成19年8月1日	平成19年10月17日
			主たる事務所の所在地	北九州市八幡東区川湍町3-26	北九州市八幡東区松尾町17-34		
三 好 貴 一	古賀市議会議員	三好きいち後援会	主たる事務所の所在地	古賀市日吉2丁目23-15	古賀市日吉3丁目5-5	平成19年5月1日	平成19年10月11日
守 谷 正 人	福岡県議会議員	もりや正人後援会	主たる事務所の所在地	福岡市城南区別府6丁目2-10	福岡市城南区別府7丁目4-34	平成19年10月11日	平成19年10月18日

(6団体)

福岡県選挙管理委員会告示第160号

平成19年11月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届等があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受 付 期 間 平成19年10月1日～10月31日

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体取消の届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
豊 田 み どり	古賀市議会議員	豊田みどりと元気な仲間たち	豊 田 み どり	平成19年10月30日	平成19年10月31日
田 中 建 一	行橋市議会議員	田 中 建 一 後 援 会	田 中 建 一	平成19年10月22日	平成19年10月22日

(2団体)

(2) 法第19条第3項第2号による届出

代 表 者 氏 名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日

内 田 榮 一	久 留 米 市 議 会 議 員	内 田 榮 一 後 援 会	久留米市日の出町107	平成19年9月4日
---------	-----------------	---------------	-------------	-----------

(1団体)

備考

内田榮一後援会については、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は内田榮一である。

--	--

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チェンソー株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有率100%再生紙を使用しています